

国自安第 219 号  
令和 8 年 3 月 25 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省 物流・自動車局  
安全政策課長  
(公印省略)

運行管理者・貨物軽自動車安全管理者講習等の内容を  
ICT 機器により自動で配信する場合の取扱いについて

標記について、別添のとおり制定するため、貴局におかれてはこれを了知するとともに、運行管理者講習及び貨物軽自動車安全管理者講習等の業務が適正かつ確実に実施されているかの実態の把握及び関係機関への指導に努められたい。

国自安第 219 号  
令和 8 年 3 月 25 日

各指導講習認定機関 殿

国土交通省 物流・自動車局  
安全政策課長  
(公印省略)

運行管理者・貨物軽自動車安全管理者講習等の内容を  
ICT 機器により自動で配信する場合の取扱いについて

旅客自動車運送事業運輸規則第 48 条の 4 及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第 23 条に規定する基礎講習及び一般講習（以下「運行管理者講習」という）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 58 条の 2 に規定する貨物軽自動車安全管理者講習及び同法第 58 条の 16 に規定する貨物軽自動車安全管理者定期講習（以下「安全管理者講習」という。）（以下「運行管理者講習」と「安全管理者講習」を合わせて「講習等」という。）の実施に際し、あらかじめ撮影された講習等の動画を ICT 機器を用いて自動で配信する講習等（以下「e ラーニング講習」という。）を実施する場合は、下記のとおり取り扱うこととする。なお、「指導講習の内容を ICT 機器により自動で配信する場合の取扱いについて」（令和 6 年 4 月 24 日付け国自安第 10 号）及び「貨物軽自動車安全管理者講習等の内容を ICT 機器により自動で配信する場合の取扱いについて」（令和 6 年 10 月 1 日付け国自安第 79 号）は本通達の施行をもって廃止する。

## 記

### 1. 実施計画の提出

e ラーニング講習の実施においては、講師と受講者が対面で行う講習等（以下「対面講習」という。）と同等のサービスを受講者へ提供すること、対面講習と同等の効果を得られる動画を配信すること及び ICT 機器の適切な管理・運用等が求められることから、国土交通省令（※）において国土交通大臣に提出することとされている申請書とあわせて、以下の「2. 実施にあたっての留意事項」及び「3. システム要件」を踏まえた e ラーニング講習の実施方法を記載した書類を提出すること。

（※）運行管理者講習等においては

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 47 条の 9 第 4 項において準用する同令第 41 条の 2 第 2 項及び第 41 条の 5 第 2 項、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号）第 18 条第 4 項において準用する同令第 12 条の 2 第 2 項及び第 12 条の 5 第 2 項

(※) 安全管理者講習等においては

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第48条第1項から第3項及び第50条

## 2. 実施にあたっての留意事項

- (1) 講習等の開始から終了までを、以下の「3. システム要件」に掲げる要件を備えたシステム（以下、単に「システム」という。）により実施することができるものであること。
- (2) 講習等の実施前に、運転免許証、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）その他の書類により、講習等を受講しようとする者であることを確認するものであること。
- (3) eラーニング講習を修了した受講者に対して、容易に改ざんすることができない電磁的方法により修了証明書を交付するものであること。
- (4) eラーニング講習の受講が可能な期間について、あらかじめ30日間の期間を指定するものであること。
- (5) システムに不具合が発生した場合に、当該不具合を修正する体制を構築すること。
- (6) システムに不具合が発生した際の対応や講習等の項目の内容など、受講者から問い合わせがあった場合における受講者との連絡体制を整えること。
- (7) システムの不具合その他の理由により講習等を実施できなくなった場合は、代替講習等の実施など、受講者に対する救済措置を速やかに講じることができる体制を構築すること。
- (8) 対面講習と同等のサービスとは、当該講習実施機関により選任された講師により、あらかじめ作成又は監修された動画を含むものとし、受講者に明確にすること。

## 3. システム要件

- (1) 生体認証符号等（個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請を行う者を認証するための符号をいう。以下同じ。）を使用する方法により確実に個人を識別する機能を有すること。
- (2) 講習等の実施前に、2.（2）により確認した受講者を、顔認証機能等をはじめとする生体認証符号等を使用した方法により認証できるものであること。
- (3) 前号により受講者本人が認証された場合において、講習等を開始することができるものであること。
- (4) 講習等の実施中は、顔認証機能等をはじめとする生体認証符号等を使用した方法により、受講者本人及びその受講態度を、定期若しくは不定期に検知及び認証できるものであること。
- (5) 講習等の実施中、受講者に、居眠り、離席、他のウェブサイトの閲覧等、不適切な受講態度が確認された場合は、動画を停止する機能を有すること。
- (6) 未視聴部分の動画について、受講者が早送り（倍速再生等を含む）・スキップ等の操作をすることができないものであること。
- (7) 配信される動画は、明瞭な音声、映像により配信されるものであり、受講者が目視等に

より確実に内容が認識できるものであること。

(8) 前各号に掲げるシステム要件については、すべて、システムにより自動で配信・制御等がなされるものであること。

#### 4. 実績等の報告

運行管理者講習については、「旅客自動車運送事業運輸規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領」（平成 24 年国土交通省告示第 458 号）第 9 条第 2 号及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領」（平成 24 年国土交通省告示第 459 号）第 9 条第 2 号の規定、安全管理者講習については「講習等の内容及び実施に関する基準並びに講習等の講師に関する研修の種類等を定める告示」（令和 6 年国土交通省告示第 1195 号）第 5 条第 2 号の規定に基づき、毎年度 5 月 31 日までに講習等の実施結果を報告することとなっているところ、当該報告時に、別紙様式に従い、e ラーニング講習の前年度実績について記載のうえ提出すること。

以上